



報道発表資料の配付日時 9月21日(金) 16時00分

発表項目 (行事名)	産業廃棄物収集運搬業の許可取消しについて		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条の3の2の規定により、次のとおり産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消しましたのでお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 被処分者 住所 札幌市南区真駒内165番地8 氏名 株式会社北進 代表取締役 小川 治男</p> <p>2 処分年月日 平成30年9月21日</p> <p>3 処分の内容 産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し</p> <p>4 許可の内容 産業廃棄物収集運搬業 許可番号 第00100144075号 許可年月日 平成25年7月30日 有効年月日 平成30年7月29日 (※更新許可申請があったため有効期間満了後も効力を有していたもの) 事業の範囲 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)。積替保管なし。</p> <p>5 処分の理由 株式会社北進の役員は、平成28年10月18日に禁錮以上の刑が確定した。 このことにより、同人が法第7条第5項第4号ロに該当することとなり、同法人は法第14条の3の2第1項第4号で規定する法第14条第5項第2号ニ(欠格要件)に該当するに至ったため。</p>		
参考	<p>本件の内容は、環境生活部環境局循環型社会推進課のホームページ(アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai_1/syobun_kouhyou/jyoukyou3.htm#jyoukyou1)上で、処分を行った日から5年間、処分等の概要(処分対象者を含む。)について、公表することとしております。</p>		
報道(取材)に 当たって の お 願 い			
他のクラブ との 関 係	<p>同時配付 (場所)道政記者クラブ 同時レク</p>		
担 当 (連 絡 先)	<p>石狩振興局保健環境部環境生活課 (担当者: 主幹 由水 正明) TEL ダイヤルイン 011-231-4111(内線 34-352)</p>		